

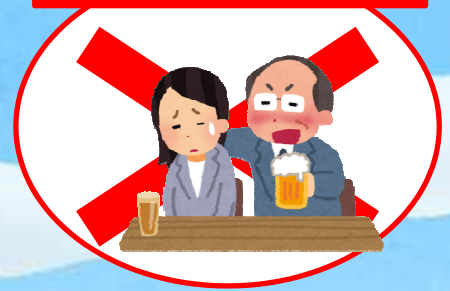
パワーハラスメント



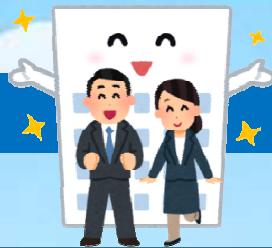
妊娠、育休等ハラスメント



セクシュアルハラスメント



すべてなくして



明るい職場へ！

ハラスメントのない職場づくりのためのセミナー

日 時 平成29年11月28日（火） 13:30～15:30

場 所 大阪弁護士会館 2階 会議室
(大阪市北区西天満1-12-5)

内 容 講 演

「労働者の命を奪い会社に致命的打撃を及ぼすハラスメント」

同心法律事務所

弁護士 波多野 進

「古くて新しい問題、セクハラと妊娠等ハラスメント」

野口&パートナーズ法律事務所

弁護士 大浦 綾子

説 明

①ハラスメント防止措置について

大阪労働局雇用環境・均等部 指導課

②ハラスメントとメンタルヘルス対策

大阪労働局労働基準部 健康課

定 員 600名

参加費 無 料

主催 大阪労働局

大阪弁護士会

大阪府中央区大手前4-1-67

TEL:06-6941-8940

大阪府北区西天満1-12-5

TEL:06-6364-1681

講師御紹介



弁護士
波多野 進
先生

弁護士登録以来、勤務弁護士、パートナー弁護士として執務後、同心法律事務所を立ち上げ、15年以上の間、過労死・過労自殺（自死）・労災事故事件（労災・労災民事賠償）や解雇、残業代にまつわる労働事件を数多く担当している。過労死弁護団所属。

労使の紛争は双方に多大な不利益が生じるおそれがあるため、紛争を予防することが最善との観点から顧問弁護士として使用者（経営者）の継続的な相談業務等にも注力している。



弁護士
大浦 綾子
先生

平成16年に弁護士登録以来、法律事務所、外資系企業法務部での勤務を経て、現在は野口&パートナーズ法律事務所パートナー弁護士として執務。経営法曹会議会員。会社の代理人として従業員との間の紛争予防・解決を数多く経験。近年は、多くの企業にて、ハラスメント防止社内研修の講師を務める等、ハラスメント問題の啓発にも力を入れている。

会場御案内

大阪弁護士会館

〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5

※駐車場は数がございませんので、公共交通機関でお越しください。

（交通手段）

- ・京阪中之島線なにわ橋駅 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線淀屋橋駅 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線北浜駅 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線北新地駅 徒歩約15分

<一時保育サービスを実施します(要予約・無料)>

【対象】原則、首がすわっている乳児～未就学児

【時間】行事開始15分前から終了15分後まで

【連絡期限】11月17日

【連絡先】大阪弁護士会 委員会部 司法課

（担当事務局：吉村 ☎ 06-6364-1681）

【備考】お電話でご連絡をいただいた後に申込書を送付します。申込書の提出をもって申込が完了します。定員に達し次第、申込受付を終了しますので、ご了承下さい。

※イベントの参加申込とは別に、個別にご予約いただく必要がございます。



セミナー申込方法

下記ホームページよりお申込み下さい。
定員に達し次第、締め切ります。



http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/_122470.html

ご注意ください！

- ・ホームページでのお申込は一回でお一人様分の登録となります。一社につき複数ご登録いただく場合はお手数ですが人数分のご登録をお願いいたします。
- ・申込フォームによるお申込が完了しましたら、登録されたメールアドレスあてに「参加証」が届きますので、プリントアウトして当日会場までお持ちください。メールアドレスに間違いがございましたら参加証が届きませんので入力の際はご注意ください。また配信拒否設定をされている場合は解除してからご入力ください。